

# 定 款



日本アビオニクス株式会社

# 日本アビオニクス株式会社定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、日本アビオニクス株式会社と称し、英文では Nippon Avionics Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 本会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- ① 情報処理システムの開発、設計および販売
- ② 情報処理機器、航空宇宙用機器、通信機器、画像機器、接合機器、医療用機器、電気計測器等の電気機器の製造および販売
- ③ 混成集積回路等の電子部品の製造および販売
- ④ 情報処理システムおよび電子計算機に係るソフトウェアの作成および販売
- ⑤ 電気工事、電気通信工事の設計、監理および請負
- ⑥ 前各号に付帯または関連する各種機器ならびに部品の製造および販売
- ⑦ 前各号に付帯または関連する一切の業務
- ⑧ 前各号の業務に関連する事業に対する投資

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機 関)

第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第9条 本会社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 本会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3) 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。

## 第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。

(株主総会の基準日)

第13条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第14条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し議長となる。代表取締役が2名以上のときは、あらかじめ取締役会において定める順序による。

- 2) 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2) 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の要件)

第16条 株主総会の普通決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、議決権を行使することができる本会社の他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代理権を証明する書面を株主総会の開会前に本会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 本会社に取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名以内を置く。

- 2) 本会社に監査等委員である取締役5名以内を置く。

(選任決議)

第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2) 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときに満了する。

2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときに満了する。ただし、補欠に係る監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令および本定款の定めに従い、本会社の業務の執行を決定する。

2) 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

3) 取締役会を招集するには、各取締役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

4) 本会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してこれを定める。

(取締役との責任限定契約)

第25条 本会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第42

7条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第26条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会)

第27条 監査等委員会は、法令または本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

- 2) 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
- 3) 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第28条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2) 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第30条 期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

(自己株式の取得)

第31条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

## 沿 革

昭和35年	4月 8日	制 定
昭和40年	11月11日	改 正
昭和44年	5月16日	改 正
昭和50年	11月13日	改 正
昭和51年	11月10日	改 正
昭和55年	4月 8日	改 正
昭和58年	6月24日	改 正
昭和60年	6月24日	改 正
昭和62年	6月29日	改 正
平成 3年	6月27日	改 正
平成 6年	6月29日	改 正
平成10年	6月26日	改 正
平成14年	6月27日	改 正
平成15年	3月11日	改 正
平成15年	6月27日	改 正
平成18年	6月29日	改 正
平成19年	6月28日	改 正
平成21年	6月26日	改 正
平成22年	6月29日	改 正
平成24年	9月26日	改 正
平成27年	6月26日	改 正
平成29年	6月23日	改 正
令和 2年	6月24日	改 正
令和 3年	6月23日	改 正
令和 4年	6月22日	改 正
令和 5年	6月27日	改 正
令和 6年	6月21日	改 正

令和 6年10月 1日 改 正

